

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市新治ファミリーランドの利用許可の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市新治ファミリーランド条例
条 項		第 8 条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民生活安全課（電話：048-829-1214）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>(利用の承認の取消し等)</p> <p>市長は、第 6 条の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又はファミリーランドの管理上特に必要があると認めるときは、その利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 利用の目的又は利用の条件に違反したとき。</p> <p>(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 17 年 6 月 27 日最終改正
備 考		